

法 学 号 外
平成 30 年 4 月 9 日

各私立高等学校設置者 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）の実施について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事 務 連 絡
平成30年3月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
国立大学法人附属学校事務担当課 御中
公立大学法人附属学校事務担当課
各都道府県私立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」の実施について

文部科学省では、教育委員会等との連携・協力の下、地域独自の学力調査等において、学力の定着に課題が見られる地域や学校に対し重点的・包括的な支援を行うことにより、つまづきやすい学習内容の確実な習得や知識・技能を活用する授業の展開に向けた工夫改善、学習意欲の伸長、学習習慣の定着など確かな学力の育成に資する実践研究を推進し、その成果の普及を図るため、標記の実践研究を実施します。

別添のとおり本実践研究の委託要項及び公募要領を送付しますので、各都道府県教育委員会指導事務主管課、各指定都市教育委員会指導事務主管課、国立大学法人附属学校事務担当課、公立大学法人附属学校事務担当課におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、管下の学校に対して周知いただき、本実践研究の実施の希望がある場合は、研究実施計画書等を作成の上、期限までに御提出ください。

なお、本事業は2年指定を予定しておりますが、契約は単年度となります。2年目の契約については、事業の実績や予算の状況を勘案した上での締結となることをあらかじめ御了承ください（現時点で2年目の契約の締結及び1年目と同等の予算額を保証するものではありません）。

本件については、文部科学省HP内お知らせ「調達総合案内」に掲載しています。
(URL : <http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>)

【本件担当・提出先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程第三係（上遠野，加藤）
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話：03-5253-4111(内線3706)
FAX：03-6734-3734
E-mail：koyoiku@mext.go.jp



主体的・対話的で深い学びの推進事業委託要項

平成30年2月1日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）中央教育審議会（平成28年12月）においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「アクティブ・ラーニング」の視点から授業改善に取り組むことの必要性等が示されている。

こうした学習指導要領改訂の方向性を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を推進する実践研究等に取り組み、その成果を共有・展開等することで、これからの時代を生きる子供たちに求められる資質・能力を着実に育むことを目指す。

2 事業の内容

地域や学校の実態等に応じて、次の取組を実施する。

- ① 教科等の本質的な学びを踏まえた主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善の推進
- ② 学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究
- ③ 言語能力の向上に関する調査研究
- ④ 高等学校の新設科目等を対象とした実践研究
- ⑤ 国際バカロレアのカリキュラムに関する調査研究

3 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、学校法人、株式会社、財団法人又は特定非営利活動法人（以下「教育委員会等」という。）に対して委託することができるが、その詳細は取組ごとに公募要領に定めることとする。

4 事業の指定期間及び委託契約期間

事業の指定期間は、取組ごとに公募要領の定めるところにより複数年とすることができる。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、委託契約期間は原則として、委託契約を締結した日から当該年度末までとする。

5 事業の実施

(1) 事業実施

事業の委託を受けた教育委員会等（以下「受託団体」という。）は、文部科学省に提出し採択された各事業実施計画に基づき取組を行う。

また、受託団体は、各事業における具体的な内容の検討を行い、取組を実施する地域・学校を指定する場合にはその運営についての指導・助言等を行うほ

か、総合的に研究結果の分析等を行い、その成果や課題を今後の取組に活用することとする。

(2) 連絡協議会の開催

文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体等による連絡協議会を開催することができる。

(3) 取組の詳細な内容

上記2に示した取組の詳細については、取組ごとに公募要領に定めることとする。

6 委託手続き

(1) 事業の委託を受けることを希望する教育委員会等は、事業計画書等を文部科学省に提出する。

(2) 文部科学省は、選考委員会等（文部科学省内に設置）において、教育委員会等が作成した事業計画書を審査した上で、受託団体を選定し、事業の実施を委託する。なお、選考委員会等は必要に応じ、受託団体等に対し、事業の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

7 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。委託費はその額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、別途定める方法により、概算払いすることができる。

(2) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費を効率的に執行する。

(3) 受託団体は、事業計画を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、計画書のうち経費のみを変更する場合で、事業費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が総額の20%を超えない場合については、この限りではない。

(4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

(5) 文部科学省は、受託団体が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認め

るものについては、本事業の一部を再委託することができる。

9 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 受託団体は、事業を完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写しを添付し、完了した日から30日を経過した日、又は当該年度末日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記（1）で定める委託事業完了（廃止等）報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9（1）により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した実決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

11 その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならないとともに、善良なる管理者の注意をもって取り扱う責任を負うものとする。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、文部科学省に帰属させるものとする。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。

「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における
「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」
公募要領

1. 事業名

学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）

2. 事業の趣旨

教育委員会等との連携・協力の下、地域独自の学力調査等において、学力の定着に課題が見られる地域や学校に対し重点的・包括的な支援を行うことにより、つまづきやすい学習内容の確実な習得や知識・技能を活用する授業の展開に向けた工夫改善、学習意欲の伸長、学習習慣の定着など確かな学力の育成に資する実践研究を推進し、その成果の普及を図る。

3. 事業期間

平成30年度～平成31年度（2カ年事業（予定））

※ただし、平成31年度については、平成30年度実績と平成31年度事業計画について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。

4. 委託契約期間

契約の締結は年度毎に行うものとする。委託契約期間は原則として、契約を締結した日から当該年度末までとする。ただし、事業の実施状況等を勘案し、適当と認められるときは、「3. 事業期間」に定める指定期間の範囲内で引き続き契約を締結することができる。

5. 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人（以下、都道府県教育委員会等という。）

6. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 事業の実施方法

- (1) 文部科学省は、本実践研究を実施する都道府県教育委員会等を「学力向上実践研究推進地域」（以下、「推進地域」という。）として指定する。
- (2) 指定を受けた推進地域は、「2. 事業の趣旨」に基づき、域内の高等学校の中から「学力向上実践研究推進校」（以下、「推進校」という。）を1校以上指定する。

- (3) 文部科学省は、推進地域及び推進校に対し、本実践研究の実施に必要な指導・助言を行う。また、文部科学省は、本実践研究の成果等の普及を図り、学力向上の取組の充実に資するため、適宜情報提供を行う。
- (4) 本実践研究の実施に当たっては、文部科学省が実施する他の事業との関連を図り、効果的に実施することが望ましい。また、推進地域において、本実践研究と連携を図ることができる事業がある場合には、当該事業との関連を図り、効果的に実施することが望ましい。

8. 事業の内容

- (1) 推進地域（都道府県教育委員会等）においては、以下のことを行うものとする。
 - ① 地域の実情や課題に即した「学力向上推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定し、推進体制を整えた上で、推進校に対して本実践研究の円滑な実施のために必要な指導・助言・支援を行う。
 - ② 教育センター等と連携するなどして、推進校で取り組んだ指導方法の工夫や開発した教材、授業改善のための研修等が、推進校以外の高等学校でも生かされるよう、例えば次のような方法により、研究成果等の普及・活用を図る。
 - ・研究成果発表会の開催や実践事例集の作成、インターネットによる情報提供などの推進校の取組を支援し、研究情報の共有化を図る。
 - ・推進地域の学力向上施策や教員研修プログラムなどに活用し、組織的な授業改善や教員の指導力の向上を図る。
 - ③ 本実践研究の成果等の検証を行う。
- (2) 推進校においては、「2. 事業の趣旨」を踏まえ、推進地域における推進計画や学力向上に関する方針等に基づき、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等を育成するため、以下の取組例を参考として、具体的な研究課題を設定し、学力向上のための実践研究を実施すること。さらに、研究の成果を検証し、次年度以降の年間指導計画や授業改善に役立てることとする。

◎取組例

- 学力調査等の結果を踏まえた授業改善や指導の充実
- 活用を見据えた上で、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る授業改善（ICT教材による習熟度別学習の効果的な活用等を含む）及び教材開発
- 個に応じた指導（少人数指導、個別指導、個人カルテの活用、教師間の協力的な指導など）による指導方法・指導体制の工夫改善
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の工夫
- 言語活動の充実等により、思考力・判断力・表現力等の伸長を図る授業モデルの開発
- 学校設定科目や短時間学習、土曜学習等による効果的・計画的な補充学習の充実
- 異校種と連携した効果的な指導方法や学習教材の開発
- 学校外の様々な分野の人材や施設・団体等（大学や大学の研究者、教員志望の学生、NPOなど）との効果的な連携・協力による指導の充実
- 授業と家庭学習の効果的な連携により学習習慣の定着を図るための家庭学習の充実（ICT教材による習熟度別学習の効果的な活用等を含む）及び教材の開発

- 地域連携やキャリア教育を取り入れた指導の工夫
- 組織的な授業改善や指導力向上のための計画的・継続的な教員研修の実施

9. 学力向上推進協議会

- (1) 推進地域は、地域の実情や課題に即した推進計画を策定するとともに、本実践研究の円滑な実施のために必要な指導・助言、支援及び本実践研究の成果等の検証・普及を行うため、「学力向上推進協議会」を設けるものとする。
- (2) 学力向上推進協議会は、学校教育関係者のほか、大学関係者、社会教育関係者、保護者、民間企業やNPOなど事業の円滑な実施のために必要な者をもって構成するものとする。

10. 書類の提出方法等

(1) 提出書類

研究実施計画書等（様式1～6）、誓約書（学校法人のみ）

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(3) 提出方法

書類の提出は、以下に示す①電子メール②郵送等③直接持参のうち、①電子メール及び②郵送等 又は、①電子メール及び③直接持参のいずれかとする。なお、ファクシミリによる提出は不可とする。

①電子メール

- ・Word、一太郎又はExcelファイルにて作成した研究実施計画書等をファイルに添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】（機関名）：高校学力向上研究計画書」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、「ファイル転送システムの送付希望」とメールにて連絡をし、送付されたファイル転送システムを使用してファイルを送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

③直接持参

- ・受付時間：平日10時00分～18時00分（12時～13時除く）
- ・提出の際は、事前に電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで連絡すること。
- ・持参中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

①電子メール

kyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第三係

TEL:03-6734-3706 FAX:03-6734-3734

(5) 提出締切

平成30年4月23日(月)

・電子メールと郵送等(直接持参)共に、当日18時00分必着

(6) その他

研究実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず提案者の負担とする。また、提出された研究実施計画書等については、返却しない。

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

1.1. 事業規模(予算)及び採択件数

事業規模:1件あたり1,000千円(上限)

採択件数:予算の範囲内において複数件を採択予定(8件程度)

※平成30年度事業規模は、平成30年度予算額(案)であり、今後の予算編成の過程で変更する可能性があることに留意されたい。

※各年度同程度の事業規模の上限額を前提に計画を立てること。但し、予算状況等によっては各年度の事業規模に変動が生じる可能性があることに留意されたい。

1.2. 採択方法

選考委員会(文部科学省内に設置)において、[別紙2]に定める審査基準に基づき、書類選考を実施する。選考終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

1.3. 委託契約締結

選定の結果、契約予定者と研究実施計画書等を基に経費の積算等の契約条件を調整するものとする。その際、契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

なお、契約金額については、研究実施計画書等の内容を勘案して決定するので、提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。

※国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分に周知すること。

14. スケジュール（予定）

平成30年4月23日（月）	申請締切
平成30年4～5月	申請書類の審査
平成30年6月	審査結果の通知
契約条件調整完了以降随時	契約締結

※契約締結後でなければ事業に着手できないため、研究実施計画書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性をもたせた上で作成すること。

※なお、この公募は、平成30年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始めるが、国会における本予算成立までの間に、当該事業の実施の可否や、事業内容及び事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意されたい。

15. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、研究実施計画書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の研究実施計画書等を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、学校法人のみに適用する。

16. 委託事業完了報告書等

- (1) 都道府県教育委員会等においては、推進校の作成する書類をとりまとめ、本実践研究の終了時に委託事業完了報告書及び支出を証する書類の写しを提出するものとする。
- (2) 委託事業完了報告書等は、様式7～10に示すとおりとする。
- (3) 委託事業完了報告書については、文部科学省においてその集録を編集し、書籍及びインターネットその他の媒体により公表することができるものとする。

17. その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本実践研究の実施状況及び経理処理状況について実態調査（推進校訪問など）を行う。
- (2) 文部科学省は、推進地域における本実践研究の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、関係者の参加を得た連絡協議会の開催、推進校等への訪問及び指導・助言などを行う。
- (3) 「研究実施計画書」を提出後に、研究の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (4) 研究課題の設定に当たっては、地域独自の学力調査等の結果を活用するなど定量的なデータを示せるように努めること。
- (5) 実践研究の成果と課題の検証に当たっては、例えば、児童生徒の変容（意識や学力など）、教師や保護者の意識の変容等を把握する調査（アンケート調査）を行うなど、経年比較が可能な定量的なデータを示せるよう努めること。また、本実践研究で得ら

れた成果は、次年度以降の推進地域及び推進校等における取組に活用すること。

(6) この要領に定めのない事項で実践研究の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。

(7) 契約締結に当たり必要となる書類

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるので、事前の準備をしていただきたい。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・ 研究実施計画書（所要経費の積算，研究の概要を含む）
- ・ 再委託に係る所要経費の積算
- ・ 所要経費の積算（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表，旅費支給規程，見積書等）
- ・ 銀行振込依頼書

(様式1)

平成 年 月 日

「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」

事業実施計画書

文部科学省初等中等教育局長 殿

団体名

所在地

代表者職名

氏名

印

次のとおり、平成30年度「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」の事業実施計画書を提出します。

担当者所属職名：

氏名：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

(様式2)

「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」

平成30年度 研究実施計画書〔学力向上推進計画の概要〕

【推進地域】

番号		都道府県市名	
----	--	--------	--

1 推進地域における学力に関する現状

2 研究課題

3 研究の内容

(1) 実施体制（学力向上推進協議会の位置付けを含む）

(2) 推進校への具体的な支援策

(3) 実施スケジュール

4 研究成果等の把握と検証の手立て

5 研究成果等の推進地域における活用計画

6 その他

(様式3)

「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」

平成30年度 研究実施計画書

【推進校（学校）】

番号		都道府県市名	
----	--	--------	--

1 学校の概要

<生徒数・学級数(平成30年4月現在)>

学校名	〇〇県立〇〇〇〇学校（ふりがな）				
学 年	1年	2年	3年	計	教員数
学級数					
生徒数					
学校のホームページアドレス					

※定時制課程等の場合は適宜、欄を追加してください。

2 推進校における学力に関する現状

3 研究課題

4 研究の具体的内容

5 研究成果等の把握と検証の手立て

6 研究成果等の活用計画

7 その他

(様式4)

「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」
平成30年度 所要経費の積算

1. 平成30年度における経費

(1) 経費予定額

(単位：円)

費目	種別	経費予定額	積算内訳
人件費	賃金	円	指導補助費 $\text{〇人} \times \text{〇日} \times \text{〇〇円} =$
事業費	諸謝金	円	1 会議出席謝金 $\text{〇人} \times \text{〇回} \times \text{①} =$ 2 外部講師謝金 $\text{〇人} \times \text{〇回} \times \text{②} =$
	旅費	円	会議出席旅費 県内委員 (〇〇~〇〇) $\text{〇人} \times \text{〇回} \times \text{③} =$ 県外委員 (〇〇~〇〇) $\text{〇人} \times \text{〇回} \times \text{④} =$
	借損料	円	▽▽▽ 数量 \times ⑤ = 会場費 $\text{〇回} \times \text{⑥} =$
	消耗品費 (図書購入費)	円	▽▽▽ 数量 \times ⑦ = ■■■ 数量 \times ⑧ =
	会議費	円	会議お茶代 $\text{〇人} \times \text{〇回} \times \text{⑨} =$
	通信運搬費	円	会議開催通知切手代 $\text{〇人} \times \text{〇回} \times \text{⑩} =$
	印刷製本費	円	補助教材印刷費 $\text{〇冊} \times \text{⑪} =$ 研究報告書印刷費 $\text{〇冊} \times \text{⑫} =$
	雑役務費	円	資料集計費 $\text{〇人} \times \text{〇回} \times \text{⑬} =$
	消費税相当額	円	人件費(賃金) $\text{〇〇〇円} \times 8\%$ 事業費(諸謝金(不課税分)) $\text{〇〇〇円} \times 8\%$ (免税事業者は「計上不要」と記載すること)
再委託費	円		
総計	円		

※ 記載に当たっては、「研究実施計画書等の作成要領(別紙1)」に従うこと。

※ 積算内訳は単価及び数量を明らかにすること。

※ 旅費のうち、連絡協議会(平成31年2月を予定)の出席旅費として、最大4名分(東京~各都道府県の任意の地点)を上記の積算内訳に計上し作成すること。

※ 消耗品費は、消耗品のみを計上し、備品(長期の反復使用に耐えうるもの)は計上しないこと。

※ 再委託費の内訳については、当該経費区分に準じ経費ごとに別表を作成の上、添付すること。

※ 借損料、印刷製本費及び雑役務費を計上する場合は、見積書等を添付すること。(再委託費の内訳に借損料、印刷製本費及び雑役務費を計上する場合も同様。)

※ 平成30年度使用予定の所要経費のみ計上すること。

(2) 再委託に関する事項及び再委託費の内訳

※平成30年度に再委託を行う場合には、「研究実施計画書等の作成要領(別紙1)」を参考に以下の書類を作成し、提出すること。

①再委託に関する事項

再委託の相手方の住所 及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額 (単位：円)	

②再委託費の内訳

(単位：円)

費目	種別	経費予定額	積算内訳
人件費	賃金	円	指導補助費 \bigcirc 人 \times \bigcirc 日 \times $\bigcirc\bigcirc$ 円 $=$
	諸謝金	円	1 会議出席謝金 \bigcirc 人 \times \bigcirc 回 \times @ $=$ 2 外部講師謝金 \bigcirc 人 \times \bigcirc 回 \times @ $=$
事業費	旅費	円	会議出席旅費 県内委員 ($\bigcirc\bigcirc\sim\bigcirc\bigcirc$) \bigcirc 人 \times \bigcirc 回 \times @ $=$ 県外委員 ($\bigcirc\bigcirc\sim\bigcirc\bigcirc$) \bigcirc 人 \times \bigcirc 回 \times @ $=$
	借損料	円	$\nabla\nabla\nabla$ 数量 \times @ $=$ 会場費 \bigcirc 回 \times @ $=$
	消耗品費 (図書購入費)	円	$\nabla\nabla\nabla$ 数量 \times @ $=$ $\blacksquare\blacksquare\blacksquare$ 数量 \times @ $=$
	会議費	円	会議お茶代 \bigcirc 人 \times \bigcirc 回 \times @ $=$
	通信運搬費	円	会議開催通知切手代 \bigcirc 人 \times \bigcirc 回 \times @ $=$
	印刷製本費	円	補助教材印刷費 \bigcirc 冊 \times @ $=$ 研究報告書印刷費 \bigcirc 冊 \times @ $=$
	雑役務費	円	資料集計費 \bigcirc 人 \times \bigcirc 回 \times @ $=$
	消費税相当額	円	人件費(賃金) $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円 \times 8% 事業費(諸謝金(不課税分)) $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円 \times 8% (免税事業者は「計上不要」と記載すること)
総計		円	

2. 事業実施期間中（平成30年度～平成31年度）の経費

(1) 経費予定額

(単位：円)

費目	種 別	平成30年度 種別予定額	平成31年度 種別予定額
人 件 費	賃金	円	円
	諸謝金	円	円
事 業 費	旅費	円	円
	借損料	円	円
	消耗品費 (図書購入費)	円	円
	会議費	円	円
	通信運搬費	円	円
	印刷製本費	円	円
	雑役務費	円	円
	消費税相当額	円	円
	再委託費	円	円
総 計		円	円

(2) 再委託に関する事項及び再委託費の内訳

※平成30年度及び平成31年度に再委託を行う場合には、「研究実施計画書等の作成要領(別紙1)」を参考に以下の書類を作成し、提出すること。

①再委託に関する事項

再委託の相手方の住所 及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額 (単位：円)	

②再委託費の内訳

(単位：円)

費目	種別	平成30年度 種別予定額	平成31年度 種別予定額
人件費	賃金	円	円
	諸謝金	円	円
事業費	旅費	円	円
	借損料	円	円
	消耗品費 (図書購入費)	円	円
	会議費	円	円
	通信運搬費	円	円
	印刷製本費	円	円
	雑役務費	円	円
	消費税相当額	円	円
総計		円	円

(※学校法人は公募要領15にあるとおり、以下様式に従い誓約書を提出すること)

誓約書

当学校法人は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

代表者名

署名（自署）

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

平成30年度 研究の概要

推進地域名	推進校名		研究に取り組む 主な教科等	研究の概要
	ホームページアドレス			

【記入例】

推進地域名	推進校名		研究に取り組む 主な教科等	研究の概要
	ホームページアドレス			
〇〇県	〇〇県立△△高等学校		数学、理科	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の学力調査の結果を分析し、基礎的・基本的な知識・技能の定着が不十分な単元を中心に、授業研究を行い、指導方法の改善を図る。 ・大学生ボランティアを支援スタツプとして、生徒一人一人が探究的な課題に取り組み学校設定科目を開設する。
	http://www.△△.ed.jp			
〇〇県	〇〇県立□□高等学校		英語	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会として、毎週、特定の曜日の朝に、短時間学習の時間を設ける。 ・授業内容と効果的に連携した家庭学習教材を開発するとともに、家庭学習の状況を把握し、学習習慣の定着を図る。
	http://www.□□.ed.jp			

都道府県市名	契約書に記載する住所	契約書に記載する機関名	契約書に記載する名義者	契約書に記載する名義者の職名	契約書等書類の送付住所	連絡担当者名	連絡担当者の職名	連絡担当者の連絡先(電話番号)	連絡担当者の連絡先(メールアドレス)

【記入例】

都道府県市名	〇〇県	〇〇県△△市□□1-1	〇〇県	〇〇 〇〇	知事	〒〇〇〇〇〇〇県△△市□□1-2-3	〇〇 □□	XXX-XXX-XXXX	kaukou@pref.〇〇lg.jp
--------	-----	-------------	-----	-------	----	--------------------	-------	--------------	---------------------

「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究(高等学校)」に係る
研究実施計画書等の作成要領

＜全体を通じての留意事項＞

- 1 推進地域、推進校の研究実施計画書(様式2・3)は、相互に整合性が見られるように記述すること。(課題認識や研究の手立て、具体的な取組等について)
- 2 推進地域は、研究実施計画書の作成や経費の積算に当たって推進校と十分に連携を図り、先導的役割を果たすこと。
- 3 様式2～4については、それぞれA4判4枚以内で作成すること。(字数、行数は指定しない。両面可。)
- 4 研究実施計画書等の取扱いについて、様式2～5については、文部科学省ホームページ等で公開する場合がある。なお、その際、文部科学省において記載内容を確認したり、誤記を訂正したりする場合がある。
- 5 4のとおり研究実施計画書等を文部科学省ホームページ等に掲載する場合があることを踏まえ、写真や図表を掲載する場合には、著作権や肖像権などの取扱いに適切な配慮をすること。
- 6 (様式2)及び(様式3)については、公募の際には事業期間(2年間)の取組の全体について記述すること。ただし、審査の結果、契約予定者となった場合、委託契約は単年度契約となるため、改めて単年度(平成30年度)の研究実施計画書を提出することになる。また、2年目(平成31年度)の研究実施計画書については、平成30年度の成果と課題を踏まえて修正を行ったものを平成31年度当初に提出することになる。
- 7 提出資料中の都道府県番号等は次のとおり記入すること。

◆都道府県番号

01 北海道	02 青森県	03 岩手県	04 宮城県	05 秋田県
06 山形県	07 福島県	08 茨城県	09 栃木県	10 群馬県
11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県
16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県
21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県
26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県
31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県
36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県
41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県
46 鹿児島県	47 沖縄県			

◆指定都市番号

48 札幌市	49 仙台市	50 さいたま市	51 千葉市	52 川崎市
53 横浜市	54 相模原市	55 新潟市	56 静岡市	57 浜松市
58 名古屋市	59 京都市	60 大阪市	61 堺市	62 神戸市
63 岡山市	64 広島市	65 北九州市	66 福岡市	67 熊本市

< (様式2) 研究実施計画書【推進地域】について >

1 推進地域における学力(※)に関する現状

推進地域として、域内の学力の状況についての現状分析について、具体的に地域独自の学力調査等の結果など数値を提示しつつ記載すること。特に、本実践研究の趣旨(公募要領「2. 事業の趣旨」)を踏まえ、実践研究実施の必要性が分かるよう記載に留意すること。

※「学力」の捉えとして、教育基本法第30条2項の趣旨を踏まえること。

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

2 研究課題

事業期間において、推進地域として重点的に取り組むことを検討している学力に関する課題を簡潔に記載すること。

3 研究の内容

「2 研究課題」に取り組むため、推進地域としてどのように取り組んでいくのかについて具体的に記載すること。その際、

(1) 実施体制(学力向上推進協議会の位置付けを含む)

- ・本実践研究を適切に行うための推進地域としての実施体制

(2) 推進校への具体的な支援策

- ・成果発表会や研修会等の開催、実践事例集の作成、指導主事等による授業視察、教育センターとの連携等

(3) 実施スケジュール

などを記載し、事業期間の取組が具体的に分かるようにすること。

4 研究成果等の把握と検証の手立て

推進地域における取組や、推進校における研究の成果と課題の把握や検証をどのような手立てにより行っていくのかについて記載すること。

5 研究成果等の推進地域における活用計画

計画している研究内容を踏まえ、その研究成果等を事業期間以降の取組にどのように活用させる計画としているのかについて記載すること。

6 その他

特記すべき事項があれば記入する。

< (様式3) 研究実施計画書【推進校】について >

1 学校の概要

- ・学校名、学級数、生徒数、教員数、学校のホームページアドレス(無い場合は記入欄に「-」を入れること)を記入すること。
- ・学校名には必ずふりがなをつけること。

2 推進校における学力（※）に関する現状

学力の状況についての現状分析について、具体的に地域独自の学力調査等の結果など数値を提示しつつ記載すること。特に、本実践研究の趣旨（公募要領「2. 事業の趣旨」）を踏まえ、実践研究実施の必要性が分かるよう記載に留意すること。

※「学力」の捉えとして、教育基本法第30条2項の趣旨を踏まえること。

3 研究課題

推進校において、「2 推進校における学力に関する現状」を踏まえ、それを解決するために取り組む実践研究課題を記載すること。

4 研究の具体的内容

「3 研究課題」について、具体的にどのような研究を行うのかについて、取組の内容や実施スケジュールが分かるように記載すること。また、研究の実施により達成しようとする目標を具体的に記載すること。

5 研究成果等の把握と検証の手立て

研究の成果と課題の把握や検証をどのような手立てにより行っていくのかについて記載すること。

6 研究成果等の活用計画

計画している研究内容を踏まえ、その研究成果等を事業期間以降の取組にどのように活用させる計画としているかについて記載すること。

7 その他

特記すべき事項があれば記入する。

<（様式4）所要経費の積算についての留意事項について>

1 全体

- ・本実践研究の実施のために真に必要なもののみを積算すること。
- ・所要経費の上限は、推進地域当たり1,000千円（単年度当たり）とする。
※なお、契約金額については、研究実施計画書等の内容を勘案して決定するので、応募時に提示する金額とは必ずしも一致するものではない。
- ・「1（1）経費予定額」については、平成30年度における経費について記載すること。
- ・「2（1）経費予定額」については、平成30年度と平成31年度における経費について記載すること。
- ・再委託を行う場合には、「1（2）」及び「2（2）」を作成すること。（再委託を行わない場合には、「1（2）」及び「2（2）」を削除すること。）
- ・本事業の実施に当たっては、障害のある児童生徒への配慮のために必要となる経費の計上についても認められる。

2 所要経費項目について

（1）賃金

- ① 研究に必要な学習指導を行う指導員に係る人件費のみを計上すること（雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価等）が妥当であること）。
- ② 単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準等に基

づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの単価は1,500円を上限として積算することとする。

- ③ 研究に必要な期間のみの雇用とすること。
- ④ 別途、国費で人件費を措置されている職員等については計上できない。

(2) 諸謝金

- ① 積算内訳は協力者の内訳別に記載すること（出席者等が未確定の場合にあつては、単価の妥当性を確認するため、〇〇関係者等と記載するなどして表記）。
- ② 会議出席、原稿執筆、単純労務等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は各教育委員会の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して妥当な単価を設定すること（査定の際、必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認を行う）。
- ③ 学校職員に対する支出は原則として認められない。ただし、業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが関係資料から確認できる場合は支出することができる。
- ④ 菓子折、金券の購入は認められない。

(3) 旅費

- ① 原則として具体的用務毎に積算すること。
- ② 調査、成果公表、会議出席及び委員会出席等、研究の実施に必要な旅費のみを計上すること。
- ③ 支給基準は原則として各教育委員会の旅費規程によって差し支えないが、最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な旅費を積算すること。また、鉄道運賃の特別車両料金等の支給については、国の職員の例に準じる等、妥当かつ適正な旅費を積算すること。
- ④ 規定等がない場合は、旅費法及び文部科学省の規定を準用すること（鉄道運賃はグリーン車不可。航空運賃はエコノミークラスのみ）。
- ⑤ 研究計画と出張先、単価、回数、人数の整合性が取れるようにすること。
- ⑥ 航空機を利用する場合は、マイレージ・ポイント等の取得はできない。また、領収書等を必ず保管すること。
- ⑦ 回数券、プリペイドカードを購入する場合は、受払簿等で管理し使用枚数のみを計上すること。
- ⑧ 旅費のうち、文部科学省が東京で開催する連絡協議会（平成31年2月を予定）の出席旅費として、最大4名分（東京～各都道府県の任意の地点）を積算内訳に計上し、作成すること。

(4) 借損料

- ① 研究の実施に必要な借損料のみを計上すること。
- ② 会場費等、会議開催等に伴い経費が発生する場合には、研究実施計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれるようにすること。（見積書等の写しを添付して提出すること。）

(5) 消耗品費（図書購入費）

- ① 消耗品のみを計上し、備品(長期の反復使用に耐えうるもの)は計上しないこと。

【例】タブレットPC, キヤスター付きの大型ホワイトボード, 実験器具類

- ② 計上するものは、品名(単価, 数量)を記載すること。
- ③ 物品購入の際に付与されるポイント等の取得はできないものとする。

(6) 会議費

- ① 会議費は、会議を開催する場合のお茶代・弁当代等であり、社会通念上常識的な範囲のものか精査すること。(宴会等の誤解を受けやすいものや酒類の提供はできない。また、弁当の提供は午前から午後^に及ぶ3時間以上の会議等、やむを得ない場合に限る。)
- ② 会議等の出席者数及び回数と整合性がとれるかを確認すること。
- ③ 会議を開催した場合は、出席者、日時、場所等を明確に記載した議事録を作成すること。

(7) 通信運搬費

- ① 会議開催等に必要なお茶代や報告書等の送付にかかる経費を計上する。
- ② 通信運搬物の内容、数量、単価、回数の整合性がとれるようにすること。
- ③ 切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿で適切に管理すること。

(8) 印刷製本費

- ① 見積書等にて内訳及び金額の妥当性(数量、単価等)を確認すること。(見積書等の写しを添付して提出すること。)
- ② コピー用紙は、消耗品費に計上されるので注意すること。

(9) 雑役務費

- ① 委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等(集計作業等)を計上する。
- ② 見積書等にて内訳及び金額の妥当性(数量、単価等)を確認すること。(見積書等の写しを添付して提出すること。)

(10) 消費税相当額

- ① 文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」(消費税法第2条第1項第12号)に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となる。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額(8%)を計上することとなる。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意すること。
- ② 各種別において経費を計上する際には、消費税は内税(税込)として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上する。
- ③ 積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取り扱いが異なるので、下記の「課税対象表」を参照の上、適正な消費税額を計上すること。

ア 課税事業者の場合

事業の実施過程での取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上する。

イ 免税事業者の場合

課税対象経費分についてのみ消費税額を含めた金額とする。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

受託者が簡易課税制度の適用を受けている場合においても消費税相当額の積算に当たっては、簡易課税の計算方法で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同じように取扱うこととすること。

なお、不課税経費については賃金及び諸謝金がこれに該当する（消費税相当額を計上）。ただし、賃金について、給与として交通費を含めている場合には、交通費は消費税込となること。また、諸謝金について教育委員会の基準によって、税込金額とされている場合があるため、計上の際に確認すること。

<課税対象表> ※国内における一般的な取引の場合

種別	内訳等	対象	注意事項等
諸謝金		課税対象	（※委託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱いが異なるので確認すること。給与として支給される場合は賃金と同様。）
旅費（国内）	日当・宿泊費・運賃	課税対象	通常は税込金額
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	切手は税込金額
印刷製本費		課税対象	
雑役務費		課税対象	

(11) 再委託費

- ① 業務の一部を第三者に行わせる場合に計上する。
- ② 再委託を行う場合には、再委託先、再委託を行う業務範囲、再委託を必要とする理由及び所要経費について、以下記入例にならい、「1 (2) ①」及び「2 (2) ①」に記載すること。また、再委託費の内訳について、「1 (2) ②」及び「2 (2) ②」に記載すること。

(記入例)

再委託の相手方の住所及び氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇 〇〇代表 〇〇〇〇
再委託を行う業務の範囲	・〇〇高等学校における放課後の学習支援事業を委託する。
再委託の必要性	・〇〇は〇〇〇〇であるため、〇〇について委託する。

再委託金額 (単位： 円)	〇〇〇,〇〇〇円
------------------	----------

< (様式5) 研究の概要 >

- 1 「推進地域名」「推進校名 (学校名, 学校ホームページアドレス (無い場合は記入欄に「-」を入れること))」を記載すること。
- 2 「研究に取り組む主な教科等」には, 研究に取り組む教科のうち代表的なものを記載すること。
- 3 「研究の概要」には, 事業期間に取り組む研究の概要を簡潔に記載すること。

< (様式6) 契約書に記載する住所等について >

以下の要領で契約書に記載する住所等をExcelを使用して作成すること。

- ① 1列目 (A列) には都道府県・指定都市名を記入すること。
- ② 2列目 (B列) には契約書に記載する住所を, 3列目 (C列) には契約書に記載する機関名を, 4列目 (D列) には契約書に記載する者の名前を, 5列目 (E列) には契約書に記載する者の職名を記入すること。
- ③ 6列目 (F列) 契約書等書類の送付先, 7列目 (G列) には連絡担当者名, 8列目 (H列) には連絡担当者の職名, 9列目 (I列) には連絡担当者の連絡先 (電話番号) 10列目 (J列) には連絡担当者の連絡先 (メールアドレス) を記入すること。

「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における
「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究(高等学校)」
審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された研究実施計画書等について審査を行い、平均26点以上得た者のうち評価点が最も高い者から順に予算規模の範囲内において採択案件に決定する。

2. 選考方法

研究実施計画書等に基づき、文部科学省に設置された選考委員会において、書類選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に企画提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合がある。

3. 評価方法

評価は、以下の各項目について、次の評価基準による評価とし、選考委員がそれぞれ決定した得点を合計し、それを平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価基準】

1 「(1) 事業全体に関する評価」, 「(2) 推進地域における実施計画に関する評価」, 「(3) 推進校における実施計画に関する評価」は、以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている = 5点

優れている = 4点

普通 = 3点

やや劣っている = 2点

劣っている = 1点

2 「(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価は、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等

・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 0.7点

・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1.3点

・認定段階3 = 2点

・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.3点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

・くるみん認定 = 0.7点

- ・プラチナくるみん認定＝1.3点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定＝1.3点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

(1) 事業全体に関する評価（20点満点）

- ① 確かな学力育成に資する実践研究として、公募要領に示す事業の趣旨や事業の内容を踏まえた実施計画となっている。（5点）
- ② 地域や学校の実情を踏まえ、本実践研究を実施する必要性の説明がなされており、かつ文部科学省による支援を行う必要性が高い。（5点）
- ③ 文部科学省や推進地域が実施する他の事業との関連を図り、効果的な連携が図られている。（5点）
- ④ 妥当な経費が示されていること。（5点）

(2) 推進地域における実施計画に関する評価（15点満点）

- ① 推進地域における学力に関する課題を解決していくため、本実践研究を適切に行うための体制や手法・方策が取られており、計画的に実施することが示されている。（5点）
- ② 研究成果等の把握と検証の手立てとして適切かつ妥当な手法・方策が取られている。（5点）
- ③ 次年度以降の取組への活用として適切かつ妥当な方策がとられ、本研究成果の推進地域内への波及が期待される。（5点）

(3) 推進校における実施計画に関する評価（30点満点）

- ① 学習指導要領の趣旨・内容に沿った取組となっている。（5点）
- ② 推進地域の実施計画に基づき、推進校における学力に関する課題を解決していくため、適切かつ妥当な研究課題が設定されている。（5点）
- ③ 設定した研究課題に基づいた具体的かつ適正な研究内容となっており、研究の実施により達成しようとする目標が明確である。（5点）
- ④ 教育委員会や学校のみではなく、保護者、地域住民、有識者など、家庭や地域との適切な連携が図られている。（5点）
- ⑤ 研究成果等の把握と検証の手立てとして適切かつ妥当な手法・方策が取られている。（5点）
- ⑥ 研究成果等が次年度以降の取組に適切かつ妥当な手法・方策として計画されている。（5点）

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（2点満点）

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。（2点）

(様式7)

委託事業完了報告書

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
文部科学省初等中等教育局長 ○○ ○○ 殿

(受託者)住 所
名称及び
代表者名

印

平成30年度「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」は、平成〇年〇月〇日に完了したので、委託契約書第11条の規定により、下記の書類を添えて報告します。
なお、委託契約書第25条第1項に規定する知的財産権（又は著作権等）は、無償で譲渡します。

記

(様式8) 平成30年度「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」委託業務報告書【推進地域】

(様式9) 平成30年度「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」委託業務報告書【推進校（学校）】

(様式10) 平成30年度「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」委託業務完了決算書

担当者所属職名：

氏名：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

(様式8)

平成30年度「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における
「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」
委託業務報告書【推進地域】

番号		都道府県市名	
----	--	--------	--

※研究実施計画書の写しにならぬよう、実践を踏まえた具体的な報告をすること。

※別途、研究冊子等に詳細な報告をする場合は、その要点を抽出して本報告書に記載すること。

- 1 推進地域における学力に関する現状

- 2 研究課題（平成30年度の重点課題）

- 3 研究の内容
 - (1) 実施体制（学力向上推進協議会の位置付けを含む）

 - (2) 推進校への具体的な支援・指導

- 4 研究の成果、作成した成果物

- 5 課題とその分析

- 6 推進地域における研究成果等の今後の活用

- 7 その他

(様式 9)

平成30年度「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における
「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（高等学校）」
委託業務報告書【推進校（学校）】

都道府県市名		学校名	
--------	--	-----	--

※研究実施計画書の写しにならぬよう、実践を踏まえた具体的な報告をすること。

※別途、研究冊子等に詳細な報告をする場合は、その要点を抽出して本報告書に記載すること。

- 1 推進校における学力に関する現状、生徒の実態

- 2 研究課題（平成30年度の重点課題）

- 3 研究の具体的内容
 - (1) 実施体制（学力向上推進協議会の位置付けを含む）

 - (2) 推進地域（教育委員会等）との連携

 - (3) 学力向上に向けた具体的な取組

 - (4) 検証の手立て

- 4 研究の成果、生徒の変容

- 5 課題とその分析

- 6 今後の取組（予定）

- 7 その他

(様式10)

平成30年度「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における
「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究(高等学校)」
委託業務完了決算書

平成30年度「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究(高等学校)」が終了致しましたので、下記のとおり報告致します。

1. 決算総括表

区分	経費区分	契約額(円)	決算額(円)①	自己負担額(円)②	委託費の額(円) ①-②
支 出	人件費				0
	諸謝金				0
	旅費				0
	借損料				0
	消耗品費(図書購入費)				0
	会議費				0
	通信運搬費				0
	印刷製本費				0
	雑役務費				0
	消費税相当額				0
	再委託費				0
	合 計 (③)		0	0	0
収 入	委託費の額 (④)				
収支決算内訳	差引合計 (③-④)				0

2. 決算経費内訳

(経費区分) 人件費

氏名又は 支払先	使 途	時 間	単 価	金額(円)	対象期間	支払年月日	備 考
〇〇〇〇	〇〇の集計	**	*,***	**,***	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	請求書番号No.〇
〇〇〇〇	9月分計			**,***			
計				**,***			

(経費区分) 諸謝金

氏名又は 支払先	役職等	時 間	単 価	金額(円)	対象期間	用務等	支払年月日	備 考
〇〇〇〇	〇〇大学教授	**	*,***	**,***	平成〇年〇月〇日	第〇回〇〇〇会議出席	平成〇年〇月〇日	請求書番号No.〇
〇〇〇〇	9月分計			**,***				
計				**,***				

(経費区分) 旅 費

氏 名	役 職 等	金額(円)	旅行期間	用 務	用務先	支払年月日	備 考
〇〇〇〇	〇〇大学教授	**,***	〇.〇.〇-〇.〇.〇	〇〇講演会講師	〇〇県〇〇市	平成〇年〇月〇日	請求書番号No.〇
計		**,***					

(経費区分) 借損料

内 訳	使 途	利用年月日	時間等	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備 考
会場借料	第〇回〇〇〇会議の開催	平成〇年〇月〇日	**	*,***	**,***	平成〇年〇月〇日	請求書番号No.〇
計					**,***		

(経費区分) 消耗品費(図書購入費)

品 名	数 量(部)	単 価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取 引 先	備 考
ファイル	**	***	**,***	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇	請求書番号No.〇
計			**,***					

(経費区分) 会議費

品 名	会 議 名	利用年月日	数 量(人)	単 価(円)	金額(円)	支払年月日	備 考
お茶	第〇回〇〇〇会議	平成〇年〇月〇日	**	*,***	**,***	平成〇年〇月〇日	請求書番号No.〇
計					**,***		

(経費区分) 通信運搬費

品名(内訳)	数 量(部)	単 価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備 考
切手(〇〇会議開催案内)	**	***	**,***	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	案内状送付先:別紙のとおり
計			**,***				

(経費区分) 印刷製本費

品 名	数 量(部)	単 価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取 引 先	備 考
〇〇報告書	***	***	**,***	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	〇〇印刷部	請求書番号No.〇
計			**,***					

(経費区分) 雑役務費

内 訳	数 量	単 価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備 考
諸謝金銀行振込手数料	**	***	**,***	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	振込対象者:別紙のとおり
計			**,***				

(経費区分) 再委託費

再委託の業務内容	金 額(円)	再委託先名	支払年月日	備 考
〇〇小学校での事業実施	***,***	〇〇市	平成〇年〇月〇日	内訳の添付
計	***,***			

(記載要領)

- 事業計画書に掲げる経費区分ごとに本様式による帳簿を作成し、当該経費区分毎にその経費の内容を記載すること。
- 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記載すること。
- 「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、消耗品等の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意志決定のなされた日(例えば、予算執行又は支出何文書の決裁のあった日)を記載すること。
- 「納品年月日」及び「完了年月日」は、消耗品等の検取年月日を記載すること。
- 帳簿は、経費区分毎に毎月の額を集計し、その額を月分計として記入し、更に当該月までの額を集計し、その額を累計として記入すること。
- 事業完了決算書の作成とは別に、事業完了決算書に記載した支出を証する書類の写も提出すること。